

県民向けの旅行・宿泊代金割引・クーポン券配布事業  
Q&A(プレ実施 抜粋)

番号	質問	回答
1	プレ実施に期間は定められていますか？	事業開始から12月31日旅行、宿泊分までが対象です。本格実施は現在のところコロナウイルス感染状況の指標がステージⅡ相当になることが開始条件となっております。
2	国の支援制度(Go Toトラベル)との併用は可能ですか。	ともに、GoToトラベルとの併用はできません
3	プレ実施における、対象者の確認事項を整理してください	確認事項は下記のとおりです。 ①県民であること ※身分証明書で確認 ②ワクチン接種証明書またはPCR検査陰性証明書 ※ワクチン接種は2週間以上の経過を、PCR検査は3日前以内であること ③ワクチン未接種の場合は、同居人かつ原則4人以下であること ※身分証明書で確認 ※居住実態が同一住所であるとの申出があった場合でも、身分証明書で同居人の確認ができなければ事業の対象外となります。 ※同居人とは、身分証明書記載の住所が同一の方です
4	プレ実施はいつからですか。	事業開始時期については、改めてお知らせします。 なお、感染状況が、国が定める『ステージⅡ』以下となった場合は、本格実施いたします。
5	感染拡大したときには、事業が停止されるのですか	まず、新規予約を停止したのちに、全面停止とします。 影響が少ないよう余裕をもって、段階的な措置を取る予定です。
6	プレ期間中に、本事業の実施を見越して予約をしたのに本事業が実施されない場合、キャンセル料は必要ですか	キャンセル料は、本事業の支援対象ではありません。 料金は宿泊施設または旅行会社にお問い合わせください
7	ワクチン接種の証明方法は	『新型コロナウイルスワクチン予防接種済証』を旅行会社窓口又はチェックイン時に確認します。なお、接種済証はコピー又は写真でも可とします。 確認の際には、証明シールが2枚貼り付けされていることを必ず確認してください。なお、証明書記載の接種会場は県内・県外を問いません。
8	海外でジョンソン&ジョンソン1回接種のワクチンを受けて日本に帰国しました。2回接種後、2週間経過の条件同様支援を受けることができますか	日本で承認を受けているワクチン(ファイザー・モデルナ・アストラゼカ)が対象です。 ジョンソン&ジョンソンのワクチンは5月24日に承認申請がされていますが、まだ承認されていません。承認されれば、他社と同様の取扱いとなります。
9	身分証明書とワクチン接種証明書(またはPCR検査陰性証明書)は、いつ、誰に提示するのか	【宿泊施設への直接予約】 宿泊施設で、チェックイン時に提示してください。 【旅行会社での予約】 旅行会社に提示してください。提示方法は、旅行会社の指示に従ってください。

番号	質問	回答
10	検査結果通知書に必要な記載事項は何ですか	下記の記載があるか確認してください <ul style="list-style-type: none"> <li>・受検者氏名</li> <li>・検体採取日(3日以内)</li> <li>・検査結果</li> <li>・検査方法</li> <li>・検査機関名</li> </ul>
11	ワクチン接種証明書を紛失した場合、自己申告でもよいか	自己申告は認められません。証明書の発行団体に対して、再発行をご相談ください。
12	旅館にチェックイン時に接種済み証明書を忘れてきたことが判明した場合、割引支援は受けることができますか	割引支援を受けることができません。 なお、コピーやスマートフォンの写真で確認ができれば割引支援の対象となります。
13	プレ実施期間に宿泊したい旅館がOTAでしか空室がありません。同じ旅館に宿泊するのに、なぜ支援を受けることができないのですか	今回のプレ実施事業の目的の一つが県内の観光関連の事業を営む者の支援になります。利用者様にはご不便をおかけしますが、ご了承ください。
14	ワクチン接種証明書の住所欄で県民であることの確認をしてもよいか	ワクチン接種証明書は身分証明書ではないので認められません。県民であることの確認は運転免許証等の身分証明書で確認してください。
15	対象県民である証明書は何が使えますか。(有効期限が切れていないもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証(後期高齢含む)または介護保険証</li> <li>・運転免許証または運転経歴証明書</li> <li>・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード</li> <li>・身体(精神)障がい者手帳または療育手帳</li> <li>・年金手帳または年金証書</li> <li>・旅券(パスポート)</li> <li>・住民票の写し</li> <li>・在留カードまたは特別永住者証明書</li> <li>・外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限りませぬ。)</li> </ul>
16	プレ実施期間、同居4人家族で旅館チェックインの際、子供の住所を証明する書類は必要ですか	必要です。健康保険証やマイナンバーカード等を提示してください。
17	県民のワクチン接種率が60%を超えた場合は、自動的にプレ実施が開始されますか(利用開始できますか)。	県民のワクチン接種率が60%を超えても、その時点で自動的に事業開始(利用開始)できるようになるわけではありません。 ワクチン接種率が60%を超えたら県が総合的に判断して、事業開始日(利用開始日)を決定してお知らせしますので、それまでに予約、前売券の利用、旅行・宿泊を催行されたものは、支援の対象になりませぬのでご注意ください。 (予約日はGOTOトラベルと扱いが違います。)
18	12歳未満の子どもはワクチンを接種できない。家族旅行と学校行事で取り扱いが違うのか。	プレ実施において、同居家族であればワクチン接種を問いません。よって、同居の家族旅行であれば事業の対象となります。 12歳未満の児童が参加する学校行事等は、同居家族以外との旅行になるのでPCR検査による陰性結果の提示が必要です。PCR検査は保護者負担であることと、検査を児童に求めることが妥当であるのか、主催者において慎重にご検討ください。PCR検査を求めることが妥当ではないと判断された場合は、本格実施までお待ちください。

番号	質問	回答
19	ワクチンを接種した中学生、高校生の修学旅行にプレ実施は利用できるのか。	中高生はワクチン接種の対象年齢ですが、体質により接種できない生徒も存在することが想定されます。 兵庫県からは接種していない人に対して、接種の強制や差別、いじめ、職場や学校等における不利益な取り扱いを行うことのないよう、ご理解とご協力をお願いしています。 上記のことから、修学旅行等の学校行事については本格実施までお待ちください。
20	『同居人かつ原則4人以下』の例外は認められるのか	5人家族のうち、子ども3人が未接種者であって、親2人が接種済者であるようなケースは対象としています。
21	私はアレルギーを持っておりワクチンを接種する予定がありません。友人と旅行する際に、薬局で購入した抗原検査の3日以内の結果をもって支援をうけられますか	プレ実施において、抗原定性検査は、無症状の方の検査としては推奨されていませんので対象外としています。 抗原定量検査は、医療機関、登録衛生検査所(民間検査機関も可)で検査を受けてください。
22	3世代同居で祖父母はワクチンを2回接種済みですが、私たち夫婦は接種済み、高校生の息子はワクチン未接種です、5名で旅行予定していますが支援を受けることができますか	プレ実施(限定実施)において、『同居人かつ原則4人以下』としています。同居家族であれば支援の対象となります。 5人ですが、ワクチン未接種の方は一人だけ(4人は接種済)なので対象となります。
23	私たち家族5人は同居しています。一番下の子が小学生ですが12歳です、全員支援を受けられますか?	プレ実施(限定実施)において、『同居人かつ原則4人以下』していますが、同居家族4人とワクチン2回接種一人であれば対象となります。
24	ワクチン接種またはPCR検査を希望しない。身分証明書の住所は別だが、生活実態として同居している場合は対象となるのか。	身分証明書で同居を確認できなければ、プレ実施の対象外となります。
25	プレ期間中に、本事業が実施されると想定してワクチン接種、PCR検査、同居4人の制約なしに予約を入れることができますか?	予約は可能ですが、チェックイン時または日帰り旅行の集合場所で証明書等の提示がなければ支援の対象なりません。
26	PCR検査付き旅行商品を検討している。検査費用も含めて支援金の対象となるのか。	検査費用は自己負担のため、支援金の計算では検査費用を控除してください。 検査費用が明確にできない場合は、全額で判定します。
27	ワクチン接種率は、どこを見ればわかりますか。	県HPの下記URLの添付PDFファイルで更新されます。 <a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/coronavaccine.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/coronavaccine.html</a> 「 <span style="color: red;">■</span> 都道府県及び県内市町の一般及び高齢者のワクチン接種状況について なお、この接種率だけをもって本事業の予約開始、前売券の利用開始などを独自に判断しないでください。  首相官邸ウェブサイト <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html">https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html</a>
28	現在既に予約されている旅行・宿泊は、県民のワクチン接種率が60%を超えれば、自動的に支援が適用されるのでしょうか。	既予約分は支援の対象外となります。
29	兵庫県民であることをどのように確認しますか。	旅行・宿泊の申し込み時点または宿泊施設のチェックイン時点で、グループの方全員の運転免許証、健康保険証、旅券、マイナンバーカードなどの身分証明書で住所を確認し、結果を記録したものを事務局に提出する必要があります。公共料金の請求書での確認は認められません。 また、ワクチン接種証明書での確認は認められません。
30	ワクチン接種証明書(またはPCR検査陰性証明書)の確認については、コピーの提出は必要でしょうか。または、宿泊事業者側で目視等の確認のみで、提出は不要でしょうか。	証拠書類のコピー等の提出は不要ですが、利用確認書に住所を記載いただき、証拠書類を目視で確認いただく必要があります。

番号	質問	回答
31	プレ実施において、1グループ内にワクチン接種回数等が異なる方が混在しているときの取り扱いはどうなりますか？	ワクチン接種が1回の方または、2回接種後2週間を経過していない方が混在していた場合は、グループ全体が支援の対象となりません。
32	利用者に対して、事前にPCR検査又はワクチン接種の証明書の提示を求めますか。	予約購入時にあらかじめ、提示することを了承してください。 宿泊施設チェックイン時、旅行会社での予約証明書受け取り時などに提示することが必要です。
33	ワクチンを接種したら、すぐに事業支援を受けられるのか。	接種後2週間経過を条件としています。PCR検査を受ける方は、旅行、宿泊の3日前以内の検査結果の提示が必要です。
34	プレ実施の支援金は予算が無くなってしまい中止となり、ステージ2相当の本実施まで支援が受けられない期間が発生することはありますか	プレ実施は予算がなくなり次第終了します。本格実施の開始をお待ちください。
35	プレ実施期間中に、前売券は使えるのか	ご利用いただけます。
36	前売券をキャンペーンの為に購入しましたがプレ実施の助成条件では旅行出来そうにありません。購入した事業所に払い戻しをうけることができますか	本格実施でご利用ください。もし払い戻しを希望する場合は、払い戻しの可否は対象事業者で決定しますが、ご購入者の事情をよく勘案して措置するよう県からも要請しています。 直接、前売券を購入された対象事業者へお問い合わせください。